

○神石高原町中小企業融資利子補給金交付事業補給金交付要綱

平成25年7月26日

告示第67号

改正 平成26年4月1日告示第90号

平成28年3月2日告示第15号

平成28年3月24日告示第55号

令和2年3月30日告示第48号

(目的)

第1条 この要綱は、町内に住所を有する事業所の設備資金又は運転資金等にかかる利子の一部を補給することにより、事業主の利子負担を軽減し、もって町内の中小企業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(補給金交付事業)

第2条 町長は、株式会社日本政策金融公庫の国民生活事業資金、又は、商工貯蓄共済制度の融資を借り入れた対象事業主に対し、予算の範囲内で当該資金に係る利子の一部を補給金として交付する。

2 商工貯蓄共済制度融資の対象金融機関は、当該融資の取り扱い金融機関とする。

(事業期間)

第3条 本事業は、令和4年度末日をもって終了する。ただし、交付を決定した補給金については、交付決定期間終了まで交付する。

(対象事業主)

第4条 第2条の補給金交付の対象となる事業主は、次の各号のいずれにも該当し、町長が適当と認めた事業主とする。

(1) 平成24年4月1日以降に融資を受けた事業主

(2) 町内にある事業所のための融資を受けた事業主

(3) 対象資金について、過去に貸付金回収不能等の事故が起きてない事業主

(4) 町税を滞納していない事業主

(補給率及び期間等)

第5条 補給金の補給率は、約定利子の2分の1とし、1パーセントを上限とする。

2 前項の規定により得た額に、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

3 補給金の交付期間は、交付決定日から始まり、交付決定日を含む年度から3箇年度以内で終わる。ただし、平成25年10月31日までに申請書類を提出したものに限り、平成25年4月1日以降の利子支払い分から補給金の

交付対象とする。

- 4 補給金の交付は、年度毎に支払い実績を審査し、交付額の確定を決定したものに對して交付する。
- 5 遅延利子その他損害金については、対象としない。
- 6 補給金交付の対象となる借入金の額は、1事業主が同一年内で契約した借入金額のうち1,000万円を限度とする。

(補給金交付申請)

第6条 補給金の交付を受けようとする事業主は、毎年4月1日から10月31日の間に、神石高原町中小企業融資利子補給金交付事業補給金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 町税の滞納のない証明書(申請書提出日から7日前までの間に発行されたもの)
- (2) 融資の決定及び借入利率の分かる書類
- (3) 融資の返済計画が分かる書類

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、補給金交付の可否について審査し、神石高原町中小企業融資利子補給金交付事業補給金交付決定通知書(様式第2号)又は、神石高原町中小企業融資利子補給金交付事業補給金不交付決定通知書(様式第3号)により申請事業主へ通知するものとする。

(借入条件の変更)

第7条 前条第2項において補給金交付決定を受けた事業主は、金融機関において、貸付条件が変更されたときは、速やかに、神石高原町中小企業融資利子補給金交付事業借入資金条件変更報告書(様式第4号)に、変更後の借入利率が分かる書類、及び、返済計画が分かる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 第6条第2項の規定により補給金交付の決定を受けた事業主は、年度毎の支払い実績について、利子を支払った翌年度の6月末までに神石高原町中小企業融資利子補給金交付事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 町税の滞納のない証明書(実績報告提出日から7日前までの証明日のもの)
- (2) 金融機関が発行する約定利子支払証明書類(交付決定日以降において、実績報告を提出する年度内に支払った利子額が証明されていること。)

2 町長は、前項に定める実績報告の提出があったときは、当該書類の内容を

審査し、適正であると認めるときは、補給金の交付額を確定し、神石高原町中小企業融資利子補給金交付事業補給金交付確定通知書（様式第6号）により報告事業主へ通知する。

- 3 町長は、同条第1項に定める期間に実績報告を提出しなかったときは、当該年度の交付決定を取り消すものとし、神石高原町中小企業融資利子補給金交付事業補給金交付決定取消通知書（様式第7号）により申請事業主へ通知する。

（補給金の交付）

第9条 前条第2項に定める補給金交付の確定を受けた事業主は、利子を支払った翌年度4月1日以降速やかに、神石高原町中小企業融資利子補給金交付事業補給金請求書（様式第8号）を町長に提出するものとし、町長は、当該書類の提出を受けた日から起算して30日以内に補給金を請求事業主に支払うものとする。

（補給の打ち切り等）

第10条 町長は、補給金交付決定を受けた事業主が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、補給を打ち切り、又はその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 借入金を目的外使用したとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 虚偽その他不正の手段により補給金の交付を受けたとき
- (4) その他町長が不相当と認めるとき

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月2日告示第15号）

（施行期日）

- 1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の神石高原町住民実態調査実施要綱、第2条の規定による改正前の神石高原かがやきネットの音声告知端末及びデータ放送に関する運用規程、第3条の規定による改正前の神石高原町開業支援補助金交付要綱、第4条の規定による改正前の神石高原町町有林樹木無償譲渡事業実施要綱、第5条の規定による改正前の神石高原町住宅取得促進奨励金交付要綱、第6条の規定による改正前の神石高原町住宅建築事業費補助金交付要綱、第7条の規定による改正前の神石高原町空き家及び住宅改修補助金交付要綱、第8条の規定による改正前の神石高原町新婚定住祝い金支給要綱、第9条の規定による改正前の神石高原町結婚仲人報奨金支給要綱、第10条の規定による改正前の神石高原町子育て支援小学校入学祝い金支給要綱、第11条の規定による改正前の情報通信基盤整備事業費補助金交付要綱、第12条の規定による改正前の神石高原町女性特有のがん検診推進事業実施要綱、第13条の規定による改正前の神石高原町大腸がん検診推進事業実施要綱、第14条の規定による改正前の神石高原町新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の実費負担に係る費用助成事業実施要綱、第15条の規定による改正前の神石高原町一時預かり事業実施要綱、第16条の規定による改正前の神石高原町元気の源応援事業実施要綱、第17条の規定による改正前の神石高原町未熟児養育医療実施要綱、第18条の規定による改正前の神石高原町妊産婦・乳幼児健康診査実施要綱、第19条の規定による改正前の神石高原町幼児・児童等インフルエンザ予防接種費補助金交付要綱、第20条の規定による改正前の神石高原町母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、第21条の規定による改正前の神石高原町被虐待児受入加算費の認定等事務処理要領、第22条の規定による改正前の神石高原町高齢者肺炎球菌予防接種費助成事業実施要綱、第23条の規定による改正前の神石高原町進行性筋萎縮症者療養等給付要綱、第24条の規定による改正前の神石高原町支援費支給等事務処理要綱、第25条の規定による改正前の神石高原町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱、第26条の規定による改正前の神石高原町障害者等日常生活用具給付事業実施要綱、第27条の規定による改正前の神石高原町身体障害者自動車運転免許取得費給付事業実施要綱、第28条の規定による改正前の神石高原町身体障害者自動車改造費給付事業実施要綱、第29条の規定による改正前の神石高原町在宅心身障害者就労継続支援施設等通所費補助金支給要綱、第30条の規定による改正前の多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱、第31条の規定による改正前の神石高原町要介護等認定者に対する障害者控除対象者認定書交付要綱、第32条の規定による改正前の神石高原町介護職員初任者研修受講支援事業実施要綱、第33条の規定による改正前の神石高

原町生ゴミ処理器設置補助金交付要綱，第34条の規定による改正前の神石高原町雨水利用タンク設置費助成金交付要綱，第35条の規定による改正前の神石高原町林地開発許可制度事務処理要領，第37条の規定による改正前の神石高原町雇用促進奨励助成金交付要綱，第38条の規定による改正前の神石高原町起業家雇用奨励助成金交付要綱，第39条の規定による改正前の神石高原町新規学卒者雇用奨励助成金交付要綱，第40条の規定による改正前の神石高原町中小企業融資利子補給金交付事業補給金交付要綱，第41条の規定による改正前の神石高原町採石法施行事務取扱要領及び第42条の規定による改正前の神石高原町土地改良事業関係異議申出事務取扱要領に規定する様式による用紙で，現に残存するものは，当分の間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

附 則（平成28年3月24日告示第55号）

この告示は，平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第48号）

この告示は，公布の日から施行する。